公募要領

求人件名	茨城工業高等専門学校　国際創造工学科（情報系・情報工学分野） 准教授、講師又は助教公募
機関名	茨城工業高等専門学校
機関ＵＲＬ	https://www.ibaraki-ct.ac.jp
部署名	国際創造工学科
機関種別	高等専門学校
求人内容	［機関の説明(募集の背景、機関の詳細、プロジェクトの説明等)］ 高専は中学卒業者を対象とした５年制の国立高等教育機関で、その上に２年制の専攻科が設置されています。本校の学科は国際創造工学科の１学科４系（機械・制御系、電気・電子系、情報系、化学・生物・環境系）から成り、教員組織は４つの系、共通科目を担当する一般教養部、各分野を横断してグローバル教育などを行う専門共通教育部で構成されています。グローバル教育を推進し、世界で活躍できるエンジニアの育成を目指しています。 ［仕事内容(業務内容、担当科目等)］ 所　　属　　：国際創造工学科（情報系） 専門分野　　：情報工学 担当授業科目：情報工学分野の大学学部相当の講義科目（統計分析法、知識情報処理等)、学生実験、卒業研究、専攻科特別研究等 学生指導　　：学級担任、課外活動指導（部活動顧問等)、学生寮宿直等 校務・その他：学校運営、グローバル事業推進、PBL 授業の補助等 ［勤務地住所等］ 茨城県ひたちなか市中根８６６ ［募集人員］ １名　准教授、講師又は助教 ［着任時期］ 令和９年４月１日
研究分野①	大分類　情報通信 小分類　統計科学
研究分野②	大分類　情報通信 小分類　知能情報学
職種	准教授、講師又は助教
勤務形態	博士の学位を有する方：常勤（任期なし） 博士の学位を有しない方：３年間の任期付き助教での採用とし、採用日までに、または任期中に博士の学位を取得した場合は任期を付さない教員となります。
勤務地	関東　－　茨城県
応募資格	以下の（１）～（４）の条件を満たす方

	（１）高等専門学校の教育に理解があり、学生の教育・指導に熱心な方。 （２）PBL、アクティブラーニング、英語を交えた授業のような新しい教育方法の開発、実践に意欲的な方。 （３）博士の学位を有する方。博士の学位を有しない場合は、採用日までに又は任期中に取得見込みの方。 （４）日本語を母語としない方にあっては、授業、担任等の業務に支障のない日本語能力のある方。
待遇	職　　名：　准教授、講師又は助教 （職名は経歴、業績等を考慮して決定します。） 給　　与：　独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則による。 試用期間の有無：　有（６か月） 勤務時間・休日・休暇等： ・勤務時間は、午前８時３０分～午後５時００分（休憩４５分）です。 ・休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始ですが、行事、課外活動指導等の際には休日勤務となる場合があります。 ・変形労働時間制が適用された場合、勤務時間、休日等が変更となる場合があります。 ・勤務時間・休日・休暇等の詳細については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則によります。 保険等： 文部科学省共済組合（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労災保険等 高専機構の出産・育児・介護に配慮した支援制度: https://www.kosen-k.go.jp/gender/worklife
募集期間	令和９年１月４日（月）（必着）
応募・選考・結果通知・連絡先	［応募書類］以下、（１）以外は様式自由。 （１）履歴書（本校所定用紙） （２）着任後の教育および学生指導に対する抱負（1,000 字程度） （３）これまでに行ってきた研究の概要と着任後の研究計画（1,000 字程度） （４）主要論文・著書３編以内（コピー可、共同執筆の場合は分担箇所を明示すること。また、それぞれ 100 字程度の要約を添付すること。） （５）研究・教育業績一覧（著書、論文、特許、口頭発表(応募者本人が発表したものを記載)、外部資金獲得実績、教育業績、その他の業績等に分類のこと。） （６）英語力を示すもの（英語による授業経験の有無、留学経験の有無、TOEIC・TOEFL・英検等の結果コピー、等。） （７）外国籍の方は、日本語能力を示すもの（日本語による授業や指導経験の有無、日本語能力試験の結果コピー、等。） （８）応募者に対して所見を求められる１名の方の氏名、所属、職位、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス)、応募者との関係（本件に関し問い合わせる場合があります。）

	（９）博士の学位を有しない場合は、その学位取得計画（A4 用紙１枚程度で具体的に取得計画を記載すること。） ［応募書類の提出方法］ 応募書類をPDF形式のファイルで下記アドレスにお送りください。 メールの件名は「教員公募（情報系・情報工学分野）への応募（氏名）」としてください。送付先：総務課人事・労務係　jinji@ibaraki-ct.ac.jp ［選考内容］ 第一次選考　書類審査 第二次選考　一次選考合格者に対して面接審査（模擬授業を含む。２月を予定。面接に際し、交通費等は支給できませんので、あらかじめ御了承ください。） ［連絡先（担当者所属、役職、氏名、電話番号、E-mail)］ 茨城工業高等専門学校 国際創造工学科　情報系長　弘畑 和秀 Tel：029-271-2958　E-mail：hirohata@ibaraki-ct.ac.jp
特記事項	・業務従事に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
備考	（１）本校は、男女共同参画を推進しております。本公募においては業績及び人物評価の結果が同一となった場合には、女性を優先的に採用します。 （２）本校は社会のニーズに答えるべくグローバル人材の養成を目指し、授業を英語で行う取り組みを行っております。授業を英語で行える方、もしくはそのための努力を惜しまない方が望ましいです。 （３）応募前の本校の見学を歓迎いたします。お気軽にお問い合わせください。

茨城高専の教員が携わる業務内容の概略

高専は，その教育目標や学生の年齢層（本科：16～20 歳，専攻科：21～22 歳）の幅広さなどから，大学や高等学校とは本質的に異なる点があります．高専の教員は，教育，研究，学生の生活指導などの全てに対して情熱を持って積極的に努力する姿勢が求められます．ここでは，茨城高専教員の業務について，認識をさらに深めていただくために，その主なものを記します．

（１） 授業

教員の担当授業時数は，情報系においては講義と実験を合せて最大で週 30 コマ（1 コマ 50 分）程度になることがあります．これらにオフィスアワーが 1 コマ，担任を務めているときはホームルームが 1 コマ加わります．定期試験は年 4 回（前期中間，前期期末，後期中間，後期期末）あり，必要に応じて追試験も行います。また、前期末と後期末に再試験があります．学年末には成績不振学生に対する仮進級の指導などを行います．また，教員相互に行う授業観察や前後期などに行う学生による授業評価などを通して，教育方法の改善に継続的に取り組むことが求められています．

（２） 学級担任

学級担任と専攻科のコース主任をしていただくことがあります．学級担任は，一学級 40 人程度の学生への勉学や生活指導など，学生生活全般にわたるきめ細かな指導が強く求められます．例えば，高等学校と同様に，教室清掃の指導がありますし，ソーシャルメディアの使い方の指導や，体育大会や茨香祭（文化祭），研修旅行など各種行事での指導，学生への個人面談や保護者との懇談なども重要な職務となっています．

（３） 部・同好会の顧問

原則として全教員に部・同好会等の顧問に就いていただきます．日常的な指導をはじめ，高専大会（地区大会・全国大会）の運営や高体連などの各種大会やコンテストおよび練習試合の引率，合宿時の指導などがあります．引率・指導時に宿泊を伴う場合もあります．顧問に就任した部・同好会の経験者である必要はありません．

（４） 学校運営のための主事・副校長，主事補，各種委員会委員等

学校運営のために，校長の補佐として総務，教務，学生，寮務の４主事と地域連携，専攻科の 2 副校長が置かれています．各主事と副校長には補佐として主事補などが配置され，主事・副校長の指示に従って職務を遂行します．また，様々な課題を審議するために各種委員会があります．さらに，高等教育機関としての教育・研究や社会貢献を目的として，各種センター，広報室，キャリア支援室が設置され，それぞれに課せられた職務にあたっています．こうした学校運営において積極的に活躍していただきます．

（５） 研究，卒業研究・特別研究指導

高専の教員は，教育面や学校運営への参画のみならず，研究面での業績も求められます．研究に対する意欲的な姿勢と成果が学校全体の教育研究面の活性化を促し，さらには地域社会への貢献につながることが期待されています．また，卒業研究の指導や，専攻科学生を担当して特別研究を指導することもあります．

（６） 入試

本校への入学には，中学生を対象にした第１学年入学や高校生を対象にした第４学年編入学，高専や短大の卒業生を対象にした専攻科入学があります．これらの入試に作問，問題検査，採点，面接，試験監督等で関わります．

（７） 学寮の宿直

本校では，原則として女性教員を除く全教員に、年数回程度学寮の宿直が割り当てられます．約 200 名の男女寮生を指導するこの職務は，学寮運営上本校教員の重要な業務の一つです．

（８） 社会貢献

本校では，共同研究，受託研究，公開講座，出前講座など様々な形で地域連携活動を展開しています．地域社会からも様々な形で本校に対する要望が寄せられます．地域連携活動が学生教育へ及ぼす効果に加え，地域に根ざした高専としての存在価値を高めるためにも，高専教員には積極的に地域社会に対して貢献する姿勢が要求されます．

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」と

いう。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。